



油性ボールペン及びレフィル

JIS S 6039 : 2020

(JWIMA/JSA)

令和 2 年 12 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	秋山 進	株式会社デンソー（公益社団法人自動車技術会）
	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	元独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	久田 真	東北大学
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和迩 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和38.3.1 改正：令和2.12.21

官報掲載日：令和2.12.21

原案作成者：日本筆記具工業会

(〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-3-14 東京文具工業健保会館 TEL 03-5829-3848)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田MTビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
4.1 用途及び構造による区分	3
4.2 レフィルの形状及び寸法による区分	3
4.3 筆記線幅及びボールの直径による区分	3
5 品質	3
5.1 油性ボールペンインキの粘度	3
5.2 油性ボールペン及びレフィルの品質	3
5.3 キャップの安全要件	4
6 レフィルの形状及び寸法並びに構造	4
7 材料	7
8 試験機器、試験設備及び試験溶液	7
8.1 粘度計	7
8.2 筆記試験機	7
8.3 試験用紙	8
8.4 消しゴム	8
8.5 複写性試験設備	8
8.6 耐光性試験装置	8
8.7 試験溶液	8
9 試験	8
9.1 サンプリング	8
9.2 試験の環境条件	9
9.3 試験方法	9
10 検査方法	11
10.1 一般	11
10.2 形式検査	11
10.3 受渡検査	11
11 表示	11
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	13
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、日本筆記具工業会（JWIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって **JIS S 6039:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

油性ボールペン及びレフィル

Ball point pens and refills

序文

この規格は、2017年に第3版として発行された**ISO 12757-1** 及び 1998年に第1版として発行された**ISO 12757-2**を基とし、我が国の使用実態を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA**に示す。

1 適用範囲

この規格は、一般筆記用及び公文書用の油性ボールペン及び油性ボールペン用レフィル（以下、油性ボールペン及びレフィルという。）について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 12757-1:2017, Ball point pens and refills—Part 1: General use

ISO 12757-2:1998, Ball point pens and refills—Part 2: Documentary use (DOC)（全体評価：MOD）

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0116 発光分光分析通則

JIS K 0121 原子吸光分析通則

JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方—第3部：デュロメータ硬さ

JIS K 8085 アンモニア水（試薬）

JIS K 8101 エタノール（99.5）（試薬）

JIS K 8180 塩酸（試薬）

JIS L 0804 変退色用グレースケール

注記 対応国際規格：**ISO 105-A02, Textiles—Tests for colour fastness—Part A02: Grey scale for assessing change in colour**

JIS L 0841 日光に対する染色堅ろう度試験方法

JIS L 0843 キセノンアーク灯光に対する染色堅ろう度試験方法